

# 令和元年度 柏市立大津ヶ丘第二小学校 いじめ防止基本方針

## 1. いじめの防止（本校の基本理念）

我々、大津ヶ丘第二小学校教職員一同は、いじめ防止に向けて以下の誓いを立てます。

**【その1】いじめの未然防止・早期発見・早期対応に、強い決意で取り組んでいきます。**

\*「いじめほどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを常に念頭に置き、教職員としての責任を自覚し、児童の尊厳を守り、また児童をいじめに向かわせないために、強い決意で挑みます。

**【その2】いじめの未然防止に向けて、教職員としての能力の向上に努め、研修に励みます。**

\*児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を作り上げます。そのために、教職員の連携は言うまでもなく、個々の授業力・対応力の向上に励みます。

**【その3】「1人も見捨てない」指導、人間関係作りをします。**

\*教科指導や諸活動において、学級・学年に応じた「目標」を明確に設定し、「みんなで一緒にやること」を前提に、「全員達成」を実現していきます。

## 2. いじめ未然防止の取り組み

- ・学級経営の充実
- ・生徒指導の機能を生かしたわかる授業の推進
  - \*①共感的な人間関係がある ②自己存在感が持てる ③自己決定の場面がある
- ・道徳教育の充実
  - \*「自分を大切にしたい」という心が、ほかの人を大切に思う心を育てる。
- ・相談体制の整備
- ・ペア学年活動の実施
- ・学校相互間の連携協力体制の整備
- ・インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策 → 情報モラル教育

## 3. 組織

「いじめ防止対策委員会」

(1) 構成メンバー（基本）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・人権教育担当・特別支援コーディネーター・養護教諭・学団1名（いじめに関連する担任）・スクールカウンセラー

\*関係担任は児童及び保護者の意見を把握しておく。

(2) 開催日時

定期 → 毎月第2または第3火曜日（職員会議開催の1週間前）

臨時 → いじめ発見後、24時間以内

(3) 児童・保護者への啓発活動

- ・新入生説明会
- ・教育活動説明会
- ・懇談会（学級・全体）
- ・教育相談アンケートの実施（毎月）
- ・個人面談（7月・11月）の実施

## 4. いじめの早期発見の取り組みについて

### (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて教育委員会、中学校や教育研究所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

### (2) 毎月の教育相談週間の実施

毎月「心のカード」を実施する。また、「心のカード」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

### (3) 行動観察・ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノート（自主学习ノートの活用）や日記などから、交友関係や悩みを把握したりする。高学年は、特に日記指導が効果的である。

## 5. いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、**児童の心身の保護**を何よりも優先する。
- 速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策推進委員会を開き、対応を協議する。
- 事実関係を正確に把握し、加害者・被害者児童の家族へ事実の報告を行う。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行う児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。  
**\*いじめを行う児童の抱えている問題を見つけ、解決に努める。**
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、個のニーズに応じた学習方法の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を、関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 6. 重大事態への対処について

### 重大事態の定義

- |   |  |
|---|--|
| ア | いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合                                       |
| イ | いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合 |
| ウ | 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合<br>(「いじめ防止対策推進法」より)                         |

# 平成31年度 いじめ対策指導年間計画

指導などの内容			
	教職員の活動	児童の活動	保護者への啓発
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止基本方針の周知 <b>【職員会議】</b></li> <li>○こころのカード</li> <li>○ホームページにアップする。</li> <li>○<u>教師力アップ研修（通年）</u>（授業力・道徳教育等）</li> <li>○<u>登下校指導（通年）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き</li> <li>○二小よい子のきまりの確認 <b>【学級活動】</b></li> <li>○集団登校 <b>【特別活動】</b></li> <li>○<u>行事を通した人間関係作り</u></li> <li>○<u>【入学式・1年生を迎える会】</u></li> <li>○<u>委員会活動、係り活動における集団意識の形成</u>（通年）</li> <li>○<u>生活委員会による呼びかけ【全校朝会（通年）】</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策についての説明・啓発（教育活動説明会・PTA総会・学級懇談会）</li> <li>○保護者との情報交換 <b>【授業参観・懇談会】</b></li> <li>○教育相談日（通年）<b>【年間通じて火曜日に設定】</b></li> <li>○<u>情報モラルの啓発（通年）</u></li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会</li> <li>○こころのカード</li> <li>○児童に対する情報交換 <b>【打ち合わせ・職員会議】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>集団登校</u> <b>【特別活動】</b></li> <li>○行事を通した人間関係作り <b>【修学旅行・校外学習・社会科見学】</b></li> <li>○クラブ活動開始</li> <li>○業間なわとびの実施</li> <li>○ふれあいレク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校外での活動についての説明会や手紙などで準備の様子を伝え、帰校後の成果を学年便りなどを通じて報告する。 <u>（通年）</u></li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会</li> <li>○こころのカード</li> <li>○児童に対する情報交換 <b>【打ち合わせ・職員会議】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>集団登校</u> <b>【特別活動】</b></li> <li>○行事を通した人間関係作り <b>【校外学習・社会科見学】</b></li> <li>○ミニバス教室</li> <li>○<u>わんぱく相撲</u></li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会</li> <li>○こころのカード</li> <li>○児童に対する情報交換 <b>【打ち合わせ・職員会議】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>集団登校・下校</u> <b>【特別活動】</b></li> <li>○ハイパーQU</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休みの生活についてや情報モラルについての啓発。</li> <li>○7月の「こころのカード」をもとに個人面談を行う。</li> <li>○保護者との情報交換 <b>【個人面談】</b></li> </ul>
8月・夏季	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導に関する研修（<u>生徒指導</u>・特別支援・情報）</li> <li>○中学校区合同研修会（教育課題）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行事を通した人間関係作り <b>【林間学校】</b></li> <li>○千葉県吹奏楽コンクール</li> <li>○部活動</li> </ul>	

9 月	○いじめ防止対策委員会 ○こころのカード ○児童に対する情報交換 <b>【<u>打ち合わせ</u>・職員会議</b> 】	○行事を通した人間関係作り <b>【運動会】</b>	
1 0 月	○いじめ防止対策委員会 ○児童に対する情報交換 <b>【<u>打ち合わせ</u>・職員会議</b> 】 ○こころのカード	○行事を通した人間関係作り <b>【校外学習・社会科見学】</b> ○陸上大会 ○柏特連合同運動会 ○柏市小中音楽発表会	○いじめ対策についての啓発 <b>【授業参観・懇談会】</b>
1 1 月	○いじめ防止対策委員会 ○児童に対する情報交換 <b>【<u>打ち合わせ</u>・職員会議</b> 】 ○こころのカード	○行事を通した人間関係作り <b>【二小まつり・校外学習・ 社会科見学】</b> ○ふれあいレク	○いじめ対策についての啓発 <b>【就学時健康診断】</b>
1 2 月	○いじめ防止対策委員会 ○児童に対する情報交換 <b>【<u>打ち合わせ</u>・職員会議</b> 】 ○こころのカード	○行事を通した人間関係作り <b>【マラソン大会】</b> ○集団下校 <b>【特別活動】</b> ○QU	○冬休みの生活についてや 情報モラルについての啓 <b>【全校保護者会 (教育ミニ集会)】</b>
1 月	○いじめ防止対策委員会 ○こころのカード ○児童に対する情報交換 <b>【<u>打ち合わせ</u>・職員会議</b> 】	○業間なわとびの実施	○個のニーズに応じた教育の 展開 <b>【入学説明会】</b>
2 月	○いじめ防止対策委員会 ○こころのカード ○児童に対する情報交換 <b>【<u>打ち合わせ</u>・職員会議</b> 】	○行事を通した人間関係作り <b>【6年生を送る会】</b>	○いじめ対策についての啓発 <b>【授業参観・懇談会】</b>
3 月	○生徒指導全体会 (今年度の反省及び 次年度の計画) ○こころのカード ○児童に対する情報交換 <b>【<u>打ち合わせ</u>・職員会議</b> 】	○行事を通した人間関係作り <b>【卒業式】</b> ○集団下校 <b>【特別活動】</b>	